

学校給食関係団体食育活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人青森県学校給食会（以下「給食会」という。）は、食育活動を通して児童・生徒の正しい食習慣と健全な発達を図るため、学校給食関係団体が学校給食関係者を対象に実施する事業に対し、経費の一部を予算の範囲内で助成するものとする。

(対象団体等)

第2条 学校給食関係団体が実施する食育活動支援事業の助成の対象は、次のとおりとする。

(1) 助成対象の給食団体

- ア 県及び市町村組織の団体
- イ 学校及びその単位の団体
- ウ その他給食会が認める団体

(2) 対象事業及び対象人員

事業名	対象人員
研修会	20人以上
講演会	20人以上
発表会	20人以上
調理講習会	10人以上

(3) 助成回数

1団体1回を限度とする。

(4) 助成金の対象経費及び限度額は、次のとおりとする。ただし、餅つき、そば打ち、ピザ及びケーキ作り等の講習会、レクリエーション及び野外活動に対する費用、飲食代、茶菓子代、給食試食会の経費は、助成対象経費としないものとする。

科目		助成金の限度額
食材料費		1人当たり500円以内とし、調理講習会のみとする。
謝金	講師	1時間当たり5,800円以内、3時間以内(17,400円以内)とし、1人を限度とする。
	助手及び指導助言者	1時間当たり2,400円以内、2時間以内(4,800円以内)とし、1人を限度とする。
記念品代		児童・生徒の発表等に対するもので、1人当たり300円以内とし、限度額は30,000円以内とする。
会場借上料		10,000円以内とする。
事務費		10,000円以内とする。

(5) 地方公共団体及び他団体等からの重複助成は、認めないものとする。

(申請手続)

第3条 助成金の交付を受けようとする学校給食関係団体は、食育活動支援事業助成金交付申請書(第1号様式)、予算書(第2号様式)及び開催要項を添えて、給食会へ提出するものとする。

(交付決定)

第4条 給食会は、食育活動支援事業助成金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、学校給食関係団体に助成金の交付決定(第3号様式)を通知するものとする。

(実績報告等)

第5条 助成金の交付決定を受けた学校給食関係団体は、事業を終了したときは請求書(第4号様式)及び実績報告書(第5号様式)、決算書(第6号様式)に状況写真(4種類以上)の他、経費の詳細がわかるレシート(写し可)等を添えて、速やかに給食会へ提出するものとする。

(助成金の交付方法)

第6条 助成金の交付は、団体の請求に基づいて、事業が完了し、実績報告書等が提出された後に、口座振込により送金するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、別に通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。